

廃棄物処理施設設置等事前協議書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第7条第1項の規定により、廃棄物処理施設の設置等の事前協議をしたいので、関係書類及び図面を添えて提出します。

事前協議の内容	
施設の設置場所	前橋市 (設置場所全体の面積 m^2)
施設の種類	
処理する廃棄物の種類	
施設の処理能力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量、積替え又は保管施設の場合には積替え又は保管場所の面積及び保管容量)	処理能力 $m^3/日$ ($m^3/時間$)
	$t/日$ ($t/時間$)
	埋立地面積 m^2 埋立容量 m^3
	積替え場所面積 m^2 保管場所面積 m^2 保管容量 m^3
施設の処理方式	
※ 事務処理欄	

(裏面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要に関する書類2 協議者の事業経歴及び過去における廃棄物処理の事業実績等3 立地環境に関する書類及び図面4 施設の設置場所の位置図、公図の写し並びに周辺の土地利用現況図及び土地利用規制図5 施設の構造等を説明するための書類及び図面6 施設の維持管理に関する計画を説明するための書類及び図面7 処理工程図（最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図）8 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面（最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。）9 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類10 生活環境影響調査方法書（生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。）11 関係地域住民等及び関係市町村との合意形成手続に関する申立書12 施設の設置場所の土地の所有者が発行する事前協議書提出確認書（協議者が当該土地の所有権を有しない場合に限る。）13 施設の設置場所の土地及び第15条第1項第2号に規定する土地の登記事項証明書14 協議者に関する書類（法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し）15 その他市長が必要と認める書類
備考	<ol style="list-style-type: none">1 事前協議の内容については、施設の設置、構造若しくは規模の変更又は施設において処理する廃棄物の種類の追加等の別を記入すること。2 施設の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。3 施設の種類については、一般廃棄物処理施設、一般廃棄物の積替え若しくは保管施設、産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物の積替え若しくは保管施設の別を記入するとともに、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理施設：ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の施設の種類の括弧書きすること。(2) 産業廃棄物処理施設：脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の施設の種類の別を記入すること。4 処理する廃棄物の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物等、具体的に記入すること。5 添付書類及び図面について、市長が必要として認めたものの添付を要しない。

(第10条関係)

説明会実施計画書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第10条第2項の規定により、次のとおり事前協議書の内容を関係地域内の住民に周知するための説明会を実施しますので、関係資料を添えて計画書を提出します。

協議書の提出年月日	年 月 日
事前協議の概要	
説明会を開催する関係地域内の自治会等の名称	
説明会の開催日時及び開催場所	
説明会で配付する資料の概要	
説明会の開催を周知するための方法	
協議者側の出席予定者	
説明会の担当者及び問い合わせ先	
備考	

備考

- 1 説明会で使用する資料について、事前協議書以外のものを使用する場合には、添付すること。
- 2 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。

(第14条関係)

(第1面)

見 解 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号により指示のあった技術指導若しくは修正指示等又は関係地域住民等の意見書に対する
見解は、次のとおりです。

施 設 の 種 類	
設 置 場 所	前橋市
備 考	

(第2面)

項目	指 示 事 項 等	見 解	添付資料等
1	1 2	1 2	
2	1 2 ・ ・ ・	1 2 ・ ・ ・	

(第15条関係)

生活環境影響調査等
関係準備事務に関する

合 意 書

年 月 日

住 所

氏 名

殿

住 所

氏 名

_____ (以下「甲」という。)が、設置等を計画している下記の廃棄物処理施設について、_____ (以下「乙」という。)は、次の事項について合意する。

第1 甲は、下記の廃棄物処理施設にかかる事前協議書及び見解書に基づき、生活環境影響調査及び関係準備事務に着手すること。

第2 甲は、生活環境影響調査が終了したときは、当該調査の結果を乙ほか関係地域内の住民に対して説明すること。

第3 甲は、下記の廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する計画を作成するに当たっては、周辺地域の生活環境の保全について、より一層の配慮がなされるよう努めること。

第4 乙は、甲が生活環境影響調査のため、乙が権限を有する土地又は建物等に立ち入り、又は観測器具等を設置する必要があるときは、当該土地又は建物等の使用に協力すること。

第5 第1から第4までに定める事項のほか、甲は、事前協議書及び見解書の内容を遵守するとともに、この合意が締結された以後においても関係地域住民等に誠実ある対応をすること。

第6 その他の合意事項

記

施 設 の 種 類	
処理する廃棄物の種類	
設 置 場 所	前橋市
処理方式、構造及び設備の概要	

- (注) 1 合意者の住所、氏名欄は、合意者本人が自署すること。
2 設置場所欄は、設置場所のすべての地番を記入すること。

合意書取得実施計画書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第15条第2項の規定により、次のとおり合意書の取得に着手しますので、関係資料を添えて計画書を提出します。

協議書の提出年月日 年 月 日

事前協議の概要

合意書取得指示年月日 年 月 日

合意書取得対象者

- (1) 廃棄物処理施設の設置場所の土地所有者の全員 (第1号)
 - (2) 廃棄物処理施設の敷地境界から20メートル以内に存する土地の所有者及び使用権原を有する者の全員 (第2号)
 - (3) 廃棄物処理施設の敷地境界から50メートル以内の地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)の全員 (第3号)
 - (4) 廃棄物処理施設の敷地境界から300メートル以内の地域に居住する者(複数の者が一の世帯を構成する場合には、その世帯主)の5分の4以上の者 (第4号)
 - (5) 廃棄物処理施設からの排水等を放流する河川、水路等(以下「河川等」という。)の管理者の全員 (第5号)
 - (6) 廃棄物処理施設からの排水等を河川等に放流する場合(雨水のみを雨水排除溝等によって排水する場合その他これに類する場合で明らかに生活環境の保全上の支障がないと認められるときを除く。)にあつては、次に掲げる者の全員 (第6号)
 - ア 放流地点の下流おおむね500メートル以内の水利権者
 - イ 放流地点の下流おおむね500メートル以内の農業者等の利用者又は当該利用者の団体の長
 - (7) 廃棄物処理施設(地下浸透防止措置が講じられている施設を除く。)から500メートル以内の地域からゆう出する地下水又は湧水の利用者の全員 (第7号)
 - (8) 前各号に定める者のほか、市長が特に合意を得ることが必要であると認めた者 (第8号)
- []

合意書取得開始年月日 年 月 日

合意書取得の方法	
担当者及び連絡先	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 合意書取得対象者については、対象者の一覧表（第2面及び第3面）を作成し、住宅地図の写しや土地の登記事項証明書等の資料を添付すること。2 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。	

(第17条関係)

廃棄物処理施設設置等事前協議取下書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第17条の規定により、次のとおり廃棄物処理施設の設置等の事前協議を取り下げます。

施設の種類	
設置場所	前橋市
取り下げ理由	

(第18条関係)

廃棄物処理施設設置等事業計画廃止届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物処理施設の設置等の事業計画を廃止したので、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第18条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の種類	
設置場所	前橋市
事業計画 廃止の理由	
事業計画 廃止年月日	年 月 日

廃棄物処理施設設置等実施計画書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第19条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて提出します。

施 設 の 設 置 場 所	前橋市	
施 設 の 種 類		
処 理 す る 廃 棄 物 の 種 類		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
施 設 の 処 理 能 力 (最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量、積替え又は保管施設の場合には積替え又は保管場所の面積及び保管容量)	処 理 能 力	$m^3 / 日$ ($m^3 / 時間$) $t / 日$ ($t / 時間$)
	埋 立 地 面 積	m^2 埋立容量 m^3
	積 替 え 場 所 面 積	m^2
	保 管 場 所 面 積	m^2 保管容量 m^3
△ 施 設 の 位 置、構 造 等 の 設 置 に 関 す る 計 画 に 係 る 事 項	施 設 の 位 置	
	施 設 の 処 理 方 式	
	施 設 の 構 造 及 び 設 備	
	処 理 に 伴 い 生 ず る 排 ガ ス 及 び 排 水	量 処理方法
	設 計 計 算 上 達 成 す る こ と が で き る 排 ガ ス の 性 状、放 流 水 の 水 質 そ の 他 の 生 活 環 境 へ の 負 荷 に 関 す る 数 値	
	そ の 他 廃 棄 物 処 理 施 設 の 構 造 等 に 関 す る 事 項	

(裏面)

△施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画に関する書類2 立地環境に関する書類及び図面3 施設の構造等を明らかにする書類及び図面(実測に基づいたものであるこ。)4 施設の維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面5 処理工程図(最終処分場にあつては、跡地利用計画の概要図)6 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を明らかにする書類及び図面(最終処分場にあつては、法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号に規定する災害防止のための計画を含む。)7 事業計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類8 生活環境影響調査書(生活環境影響調査の結果を記載した書類をいう。)9 その他市長が必要と認める書類	
備考	<ol style="list-style-type: none">1 施設の設置場所については、設置場所のすべての地番を記入すること。2 施設の種類については、一般廃棄物処理施設、一般廃棄物の積替え若しくは保管施設、産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物の積替え若しくは保管施設の別を記入するとともに、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理施設：ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の施設の種類を括弧書きすること。(2) 産業廃棄物処理施設：脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の施設の種類を記入すること。3 処理する廃棄物の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物等、具体的に記入すること。4 △印の欄については、できる限り図面、表等を利用すること。5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。6 添付書類及び図面について、市長が不要として認めたものの添付を要しない。	

(第20条の2関係)

廃棄物処理施設着工届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の廃棄物処理施設の設置等の工事に着手したいので、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第20条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

許可又は承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設の種類	
設置場所	前橋市
着工予定年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日

(第20条の3関係)

廃棄物処理施設工事完成届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の廃棄物処理施設の設置等の工事が完成したので、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第20条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

実施計画承認の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	前橋市
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
使用開始予定 年 月 日	年 月 日
備考	竣工図面並びに周囲の地下水及び放流先河川の水質分析結果を添付すること。

(第21条関係)

生活環境保全協定協議経過報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

生活環境保全協定の締結に関する協議経過等について、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第21条第4項の規定により、次のとおり報告します。

施 設 の 種 類	
設 置 場 所	前橋市
協 議 経 過	
協議が整わない理由	

備考

- 1 協議経過は、調整のための協議を行った年月日、相手方、協議の概要を記入すること。
- 2 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。

(第22条関係)

手 続 省 略 申 出 書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した廃棄物処理施設設置等協議書に係る事前協議について、前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第22条第2項の規定により、次のとおり手続の省略を申し出ます。

施設の種類	
設置場所	前橋市
適用条項及び理由	<p>事前協議規程第22条第3項</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 施設の種類及び処理する廃棄物の種類等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に対する有効性が高いと認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 施設の設置場所の周辺の状況及び施設の設置等の形態等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の適正処理を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備に寄与すると認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 他の法令等の制定又は改正により、施設の変更又は改造等が義務付けられ、かつ、緊急の対応を要する場合</p> <p>事前協議規程第22条第4項</p> <p><input type="checkbox"/> ()</p>
備考	欄内に記入しきれないときは、別紙に記入すること。

(第23条関係)

廃棄物処理施設承継協議書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

承継協議者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程第23条第2項の規定により、廃棄物処理施設の承継について協議します。

施 設 の 種 類	
設 置 場 所	前橋市
許可又は承認の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
設置者の住所 及 び 氏 名	
承 継 の 事 由	1 譲受け 2 借受け 3 合併 4 分割
承 継 後 の 使 用 形 態	1 処理業用として 2 自己処理用として 3 その他 ()
承継後処理する 廃棄物の種類	
承継予定年月日	年 月 日
その他参考事項	
備考	1 現在の設置者からの譲受け若しくは借受けの予定内容又は法人の合併若しくは分割の内容を証する書類を添付すること。 2 協議者の事業の概要を記載した書類その他市長が別に定める書類を添付すること。

